

国の基本法 国の最高法規

日本国憲法

憲法を
くらしの
中に

憲法 週間です

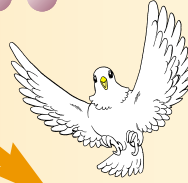
国民主権

- ・主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する



平和主義

- ・戦争を放棄し、戦力を保持しない



基本的人権

- ・すべての国民は、個人として尊重される
- ・基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である
- ・不断の努力によって、これを保持しなければならない



人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利です。すべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、幸福に生きるために欠かすことのできない権利として保障されています。しかし、我が国における人権問題は、子ども・女性・高齢者・障害者・同和問題など、さまざまな課題があります。憲法週間を機会に、日常生活をふりかえり、豊かな人間関係の中で暮らすことができるように、あらためて人権について考えてみませんか。

1日 ~ 7日

昭和22年(1947年)5月3日、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を三つの基本原則とする日本国憲法が施行され、今年で58年を迎えます。

憲法を学ぶ市民の集い



とき 9日(月) 18時~19時30分

ところ 中央公民館 中講堂

演題 人権が守られる社会をめざして

入場無料

よこふじ た まこと
広島国際大学教授 **横藤田 誠**さん

昭和31年(1956年)福山市生まれ。広島大学政経学部(現法学部)卒業。日本学術振興会特別研究員、宇部短期大学講師・助教授を経て、現在広島国際大学医療福祉学部教授。主な著書に、「法廷のなかの精神疾患 - アメリカの経験」、「これでわかる!? 憲法[第2版]」、「憲法フォーラム」など。

問い合わせ先 人権推進課(☎0848676044 ☎0848676199)